

大分県報

平成二十八年
第二八三〇号
十一月十一日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）……………二

道路の供用開始……………二

土地区画整理法による換地処分の届出……………二

公告

県営土地改良事業計画の変更……………二

所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………二

落札者等の公示……………三

○告示

示

大分県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | |
|------------|--------------------|---------|---------------------------|---------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 県道坂ノ市 | 大分市大字屋山字野添一六五九番六から | 前 | メートル 一五・〇 ～ 二二・五 | メートル 一一五・〇 |

| | | | | |
|------|--------------------|---|-------------------|-------|
| 中戸次線 | 大分市大字屋山字野添一六三〇番二まで | 後 | 一七・五 ～ 一五・〇 | 一一五・〇 |
|------|--------------------|---|-------------------|-------|

大分県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | |
|------------|--|---------|--------------------------|---------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
| 一般国道四四二号 | 日田市津江村合瀬字岩屋ノ戸口 二三〇〇番六から 日田市津江村合瀬字岩屋ノ戸口 二三〇二番六地先まで | 前 | メートル 一一・〇 ～ 七・三 | メートル 一三七・三 |
| | 日田市津江村合瀬字岩屋ノ戸口 二三〇〇番六から 日田市津江村合瀬字岩屋ノ戸口 二三〇二番六まで | 後 | 一六・五 ～ 一二・〇 | 一三七・三 |
| | 日田市津江村合瀬字イチンガウ チ二三三一番一五地先から 日田市津江村合瀬字イチンガウ チ二三三一番二〇地先まで | 前 | 三〇・八 ～ 六・九 | 一一一・〇 |
| | 日田市津江村合瀬字イチンガウ チ二三三一番一五地先から 日田市津江村合瀬字イチンガウ チ二三三一番二〇まで | 後 | 三八・五 ～ 六・九 | 一一一・〇 |
| 県道日田鹿本線 | 日田市大字高瀬字水瀬戸八〇七六番九地先内 日田市大字高瀬字水瀬戸八〇七六番九地内 | 前 | 八・〇 ～ 五・〇 | 五九・〇 |
| | 日田市大字高瀬字水瀬戸八〇七六番九地内 | 後 | 二一・〇 ～ 五・〇 | 五九・〇 |

平成二十八年十一月十一日

大分県報（告示・公告）

二

| | | | | |
|-------------|----------------------------------|---|---------------|-------|
| 県道別府一の宮線の宮線 | 別府市大字東山字片山二五番四から別府市大字東山字片山四五番二まで | 前 | 二六・六 八・四 | 一三四・四 |
| | 別府市大字東山字片山二五番一から別府市大字東山字片山三六番一まで | 後 | 五二・四 一・二・二 | 一四九・〇 |

大分県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

| | | |
|------------|--------|---------|
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
|------------|--------|---------|

日田市中津江村合瀬字岩屋ノ戸口二三〇〇番六から日田市中津江村合瀬字岩屋ノ戸口二三〇二番六まで

日田市中津江村合瀬字イチンガウチ二三三二番一五地先から日田市中津江村合瀬字イチンガウチ二三三二番二〇まで

平二八・一一・一一

日田市大字高瀬字水瀬戸八〇七六番九地内

別府市大字東山字片山二五番一から別府市大字東山字片山三六番一まで

大分県告示第五百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、次のとお

り大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業施行者大分市代表者大分市長佐藤樹一郎から換地処分をした旨の届出があった。
平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 土地区画整理事業の名称
大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業
- 二 換地処分の内容

平成二十八年三月二十三日付け指令都第二千八百二十二号で認可した換地計画のとおり
三 換地処分の年月日
平成二十八年十月六日

〇公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営大野東部地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備・ほ場整備・暗渠排水）計画の変更について、次のとおり公告する。
平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

| | | |
|--|------------------------|---------|
| 公告する書類の名称 | 公告期間 | 公告場所 |
| 変更後の県営大野東部地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備・ほ場整備・暗渠排水）計画の概要 | 平二八・一一・一一から平二八・一一・一六まで | 豊後大野市役所 |

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。
平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名

揭示場所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年十月十八日付け大分県告示第五百四十二号により行った同法第三十条の規定による通知

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年十一月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る借入物品の名称及び数量

大分県立図書館業務システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁社会教育課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成二十八年九月一日

四 落札者の氏名及び住所

富士通りース株式会社九州支店 支店長 谷 頭 洋 一

福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

五 落札金額

百八十万二千七百三十六円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年七月二十二日